ロ　割引率
　割引率は30パーセントとする。
　割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
　平成22年４月１日から平成30年３月31日まで。
⑧　平日夜間割引(II)
イ　割引をする自動車
　休日以外の日の午前４時から午前６時までの間又は午後８時から翌午前０時までの間に通行する全自動車のうち、ＥＴＣ車。
ロ　割引率
　割引率は30パーセントとする。
　割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで。
⑨　平日深夜割引
イ　割引をする自動車
　休日以外の日の午前０時から午前４時までの間に通行する全自動車のうち、ＥＴＣ車。
ロ　割引率
　割引率は50パーセントとする。
　割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
　平成22年４月１日からから平成30年３月31日まで。
⑩　休日深夜割引
イ　割引をする自動車
　休日の午前０時から午前４時までの間に通行する全自動車のうち、ＥＴＣ車。
ロ　割引率
　割引率は50パーセントとする。
　割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで。
⑪　平日昼間割引
イ　割引をする自動車
　休日以外の日の午前６時から午後８時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ＥＴＣ車。
ロ　割引率
　割引率は30パーセントとする。
　割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで。
⑫　休日昼間割引
イ　割引をする自動車
　休日の午前９時から午後５時までの間に料金所を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
　この場合、上記の自動車が本割引（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を２回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。
　ただし、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジ又は中央自動車道長野線の松本インターチェンジと本道路を続けて通行する場合については、本割引の適用を１回の適用とみなす。
ロ　割引率
　割引率は50パーセントとする。
　割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
　平成22年４月１日から平成30年３月31日まで。
⑬　休日特別割引
イ　割引をする自動車
　休日の間に料金所を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
ロ　割引率
　割引率は50パーセントとする。
　割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで。
⑭　障害者割引
イ　割引をする自動車
　手帳に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。
(イ)　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
(ロ)　重度障害者が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
　なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。
ロ　割引率
　割引率は50パーセント以下とする。
ハ　その他
　ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合については、中日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。
⑮　割引相互間の適用関係
イ　障害者割引は他の割引と重複して適用しないものとする。
ロ　一の通行がＥＴＣ特別割引、深夜割引、通勤割引、平日夜間割引(I)、平日夜間割引(II)、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引、休日昼間割引又は休日特別割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

別添７及び８を以下のとおりとし、別添９を削る。